

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	東広島市 (34212)
地域名 (地域内農業集落名)	大田・小松原・大芝・風早地区 (大田上1、2、大田下2、3、大田下、白坂、小松原上1、小松原上3、4、小松原下1、2、大芝北、大芝南、灘2、灘1、向3、向2、向1、浜、山口、中1、2、東3、東1、上1、2、干拓)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	376.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	169.0 ha
② 田の面積	131.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	245.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	54.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、北部の河川沿いに小規模な水田が点在し、南部は三津湾を望む丘陵地となっているほか、大芝地区には比較的まとまった畑地や樹園地が分布した畑地卓越地域となっている。ほ場整備が実施されていないため、矮小で不整形な農地が多いほか、平成30年7月豪雨災害の影響により、特に北部では不作付地が増加している。

・中山間地域等直接支払制度の活用により、集落単位で農業生産活動及び耕作放棄地の発生防止を図っているが、協定参加者の高齢化や後継者不足等により、今後、取組みの継続が難しくなっていくことが危惧されている。

・地区内には集落法人がないことから、農地集積が進んでおらず、農地の利用調整を促進する必要がある。

・令和6年1月に実施した意向調査では、回答者のうち、58%が規模拡大や現状維持であった一方、72%が後継者がいないことに加え、地区の現状として「高齢化が進んでいる」と回答した人が最も多く、今後の担い手不足や耕作放棄地の増加が懸念される状況にある。また、今後必要な取組みとしては、「有害鳥獣対策」が最多であり、次いで「地域外からの担い手の確保」であった。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・引き続き、野菜などの園芸作物や、みかん等の柑橘、びわ等の果樹を主要作物とする。

・地域内の兼業農家や担い手農家の間で情報共有を密にするなど連携を強化し、農地集約を図りつつ、産地づくりに向けた取組みを進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地区内全域を農業上の利用が行われる区域とするが、農業上の利用が困難な農地については、粗放的利用や保全等が行われる区域とすることも検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	1.3	%	将来の目標とする集積率
			50.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用して、拡大意向の農業者を中心に地域事情を考慮しながら団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・規模縮小や離農を検討する農家があった場合には、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や拡大意向のある農業者等への集積・集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農業をリタイヤ・経営転換する者は、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組
・以前、基盤整備事業の実施が検討された大芝地区では、再度、実現可能性を調査するとともに、地域での話し合いを通じて今後の取組みについて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内の小規模農家、兼業農家が担い手農家との連携によって、地域の担い手確保に取り組むが、地域内で受け手のない場合は、他の地域から担い手の受入れを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・委託により効率化が見込まれる農作業については、必要に応じて、委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣害の被害が拡大しないよう防護柵等の設置及び適切な点検・管理を行うとともに、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。

⑦多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる集落においては、地域活動に参加しやすい体制を整備し、これまでに活動に参加していない者の参加を促すとともに、定年退職後に地域に戻った者等、幅広く人材確保に向けて継続して取り組み、集落内の農地の保全や農業用施設(水路・農道)の維持管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		90.0 ha	0 ha		90.0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。